

ざいたく かせ 在宅の風

～在宅医療の新しいかたち～

ご自由にお持ちください



第28号

12月

2015年のノロウイルスは新型？！

今年もノロウイルスが流行する時期が訪れてしまいました。近年、インフルエンザ並みに流行を見せているノロウイルス。国立感染症研究所の調査によると今年から来年にかけてのノロウイルスはこれまでとは違うウイルスの形が発見されたようで、新型のノロウイルスといわれています。わずか1日で100個ほどのウイルスが10万～1億ほどに急激に増えるといわれており、感染力のみならず繁殖力も強い、非常に危険なウイルスです。感染してしまうと1日～2日ほどの潜伏期間を経て症状が現れ始め、激しい吐き気や嘔吐、悪寒や37度～38度ほどの発熱、腹痛や下痢が突発的に起こります。インフルエンザよりも苦痛といわれているノロウイルスですが、できるだけ感染しないためにも日ごろからできる手洗いなどを念入りにすることが大切です。指先から指の間、手の甲までしっかりと洗いましょう。また、食品を取り扱う前や、トイレの後、吐瀉物などを処理した後は、最低2回は手洗いをしてください。新型ですので私たちは免疫を持ち合わせていませんから、誰もが感染するリスクが高いということです。自分でできる予防はしっかりと行い、ノロウイルスにかからないで元気に今年の冬を乗り切りたいものですね。



～医療費の控除について～

・医療費控除とは？

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

・医療費控除の対象となる医療費の要件

- (1) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- (2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

・医療費控除の対象となる金額

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

{実際に支払った医療費の合計額－(1)の金額}－(2)の金額

- (1) 保険金などで補てんされる金額
 - (2) 10万円 (注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等5%の金額
- 【H27年4月1日現在法令等】

◎医療費控除を受けられる際には医療機関の領収書が必要になりますので、必ず保管しておくようにしましょう

編集後記 新しい1年が始まったと思っていたら、あっという間に12月になってしまいました。充実した1年になりとても満足しております。皆様、よいお年をお迎えください♪来年も当診療所をよろしく願いいたします。(加藤)

☆スタッフ紹介☆

～ごあいさつ～

鍼灸師 竹本 厚子 (たけもと あつこ)

8月から北村山在宅診療所にお世話になる事になりました、鍼灸師の竹本厚子と申します。住まいが仙台市なので、東根まで通っております。少しでも体が楽になるよう一生懸命施術させていただきますので宜しくお願い致します。



雪下ろし作業の事故に注意を！！

今年も雪が降る時期がやってきますね。山形県は全国で第3位の降雪量だそうです。毎年、屋根などの雪下ろしをする際に転落し、命を落とす事故が発生しています。雪下ろしを行う場合は命綱やヘルメットの着用、2人以上で行うなど無理はせず安全な作業を心がけてください。



発行:医療法人社団伍光会 北村山在宅診療所
〒999-3702 東根市温泉町2丁目5番3号
電話:0237-41-0583
Fax:0237-41-0584
<http://www.denenchoufuiin.net/kitamurayama/>

